

左京区選挙管理委員会告示第20号

昭和43年4月18日左京区選挙管理委員会告示第2号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区）の一部を次のとおり改めます。

平成30年1月30日

左京区選挙管理委員会
委員長 釋 博 司

第26投票区の項中「岩倉長谷町の一部（1番地～33番地の3，33番地の5～41番地の7，41番地の9～60番地の2，60番地の4～98番地，1089番地，1113番地，1822番地～1876番地及び1891番地～1974番地の区域）」を「岩倉長谷町の一部（1番地～33番地の3，33番地の5～41番地の7，41番地の9～60番地の2，60番地の4～115番地，1089番地，1113番地，1801番地～1974番地の区域）」に改めます。

(左京区選挙管理委員会事務局)